

## 消費税率の改定に伴う 施設利用料金の変更について

平成26年4月から消費税率が5%から8%に改定されることから、県の方針に沿って、当ギャラリーの施設利用料金についても変更させていただく予定です。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

平成26年4月1日以降の展示室・講義室・会議室の利用料金に、新しい料金が適用されます。申込み・入金 の時期によって、次のとおり、適用される料金が異なりますので、ご注意ください。

### ①施設利用料金について（展示室・講義室・会議室）

- ・既に入金済みの方、および平成26年3月30日までに施設の利用料金を全納された方は、現行料金が適用されます。
- ・平成26年4月1日以降に申し込まれる方、または既に申し込まれていても施設の利用料金が平成26年3月30日までに未納の方は新料金が適用されます。
- ・既に入金済みの方でも、平成26年4月1日以降に利用内容の変更による追加料金が発生した場合は、新料金が適用されます。

### ②附属設備料金について（ピアノなど）

- ・申込み・支払い時期に関わりなく、平成26年4月1日から新料金が適用されます。

なお、平成26年3月31日は休館日のため、各種申請や変更業務、利用料納入など全ての手続き等をお受け出来ません。

【お問い合わせ先】 兵庫県立美術館王子分館・原田の森ギャラリー  
〒657-0837 兵庫県神戸市灘区原田通3-8-30  
電子メール：[haradanomori@hyogo-arts.or.jp](mailto:haradanomori@hyogo-arts.or.jp)  
電話：(078) 801-1591  
FAX：(078) 861-4731